

○財務省告示第四百四十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十九年四月十三日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣臨時代理

山本 早苗

- 一 名称及び記号
（第二十二回）
利付国庫債券（物価連動・十年）
- 二 発行の根拠
特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
- 三 振替法の適用
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札の募入の決定をした後
に行われる入札であつて、財務
大臣が各国債市場特別参加者ご
とに応募限度額を定めるものに
よる発行（以下「国債市場特別
参加者・第II非価格競争入札発
行」という。）
- 四 発行方法
各申込みのうち応募価格の高い
- 五 募入決定の
方法
価格競争

十 発 行 日	九 振 替 単 位	八										七										六																																					
		最 低 額 面 金	行 争 入 札 発 行	非 格 格 競 II	者 ・ 第 II	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	払 込 金 額	行 争 入 札 発 行	非 格 格 競 II	者 ・ 第 II	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	額	行 争 入 札 発 行	非 格 格 競 II	者 ・ 第 II	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	額	行 争 入 札 発 行	非 格 格 競 II	者 ・ 第 II	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行																											
平成二十九年四月十三日	す の 額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	十 万 円					五 百 七 十 一 億 二 千 万 円	四 千 百 九 十 四 億 七 千 五 百 万 円							額 面 金 額 で 五 百 四 十 四 億 円																			額 面 金 額 で 三 千 九 百 九 十 五 億 円																			込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。	募 限 度 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申	各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ご と の 応	当 て る 。	も の か ら そ の 応 募 額 を 順 次 割 り

十
三

十
四

發行
利率
發行
日
の
金
額
想
定
元
金
額
想
定
元
金
の
計
算
方
法

額
面
金
額
百
円
に
つ
き
百
五
円
年
〇
・
一
パ
ー
セ
ン
ト
〇
・
九
九
八
〇
〇

十
五
經
過
利
子

各
利
子
支
払
期
及
び
償
還
期
限
の
属
す
る
月
の
三
月
前
の
消
費
者
物
価
指
数
（
総
務
省
統
計
局
が
統
計
法
（
平
成
十
九
年
法
律
第
五
十
三
号
）
第
二
条
第
四
項
に
規
定
す
る
基
幹
統
計
で
あ
る
小
売
物
価
統
計
の
た
め
の
調
査
の
結
果
に
基
づ
き
作
成
す
る
全
国
消
費
者
物
価
指
数
の
う
ち
生
鮮
食
品
を
除
く
總
合
指
数
を
い
う
。以下
同
じ。
）
を
九
十
九
・
八
で
除
し
て
得
た
数
（
小
数
点
以下
の
第
五
位
未
満
の
端
数
が
あ
る
と
き
は
、
こ
れ
を
四
捨
五
入
し
た
も
の
）
に
額
面
金
額
を
乗
じ
て
得
た
額
と
す
る。
）
の
基
準
改
定
が
行
わ
れ
、
改
定
後
の
基
準
に
基
づ
く
消
費
者
物
価
指
数
が
公
表
さ
れ
た
場
合
に
は
、
財
務
大
臣
が
定
め
る
日
以
降
の
各
利
子
支
払
期
及
び
償
還
期
限
に
お
け
る
想
定
元
金
額
は
、
償
還
期
限
に
お
け
る
想
定
元
金
額
に
よ
り
算
出
さ
れ
る
数
（
小
数
点
以下
の
第
五
位
未
満
の
端
数
が
あ
る
と
き
は
、
こ
れ
を
四
捨
五
入
し
た
も
の
）
に
額
面
金
額
を
乗
じ
て
得
た
額
と
す
る。
）
募
入
決
定
の
通
知
を
受
け
た
者
は
、

の払込み

払込金額に加え、次の算式により
計算出した金額を第十二号によ
り算出する日に払い込むものと
規定する。

$$\text{額面金額の総額} \times 0.99800 \times \frac{0.1}{100} \times \frac{34}{365}$$

十六 初期利子

平成二十九年九月十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十八号において規定
する期日について同じ。）。

$$\text{第十四号の規定により算出された} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十七 第二期利子

毎年三月十日及び九月十日を支
払期とし、各支払期において、
次の算式により算出した金額を
支払う。

$$\text{第十四号の規定により算出された} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十八 償還期限
十九 償還金額

平成三十九年三月十日

第十四号の規定により算出され
た償還期限における想定元金額
ただし、当該想定元金額が額面
金額を下回る場合には、額面金
額とする。

二十 元利金支

日本銀行

二十一 払場所支

財務大臣から通知を受けた者

者入札参加

二十二
二
弘
込
期
日

平成
二十九
年
四月
十三
日